

地域に飛び出せ大学生！おかやま元気！集落研究・交流事業

応募・実施に当たっての留意事項

事業の進め方において特にご注意いただきたい点等をまとめましたので、よく読んで上で、応募用紙の作成等を行ってください。

1 大学の選定について

市町村より応募のあった「おかやま元気！集落」に応募いただき研究を行っていただくこととなります。事前に応募集落について現地確認等行いたいことがございましたら本事業担当（中川）までご連絡ください。市町村等と日程等を調整し、対応いたします。

また、応募集落が重複することも考えられます。その場合、県・市町村・おかやま元気！集落の代表者で研究を行っていただく大学を選定させていただきます。第1希望のほか興味のある集落があればご記入ください。

2 対象事業について

(1) 実施主体

実施主体は大学の教員等が主催する研究室等です（実施要綱 3 対象事業）。学生主体の団体やサークルは、本事業の実施主体ではありません。

(2) 対象事業

地域と協働して取り組む調査・研究であることが前提です。

大学単独で行うものは、本事業の対象となりませんので注意してください。

※本事業は、実施要綱の趣旨にあるとおり

(1) 若者の視点や発想を生かした課題解決・地域活性化方法の企画立案を促す。

(2) 若者と中山間地域等との交流を促進し、若者の中山間地域等への関心や愛着の醸成等を図る。

ことの両方を目的としており、単なる調査研究支援ではない点や（1）だけを求める事業ではない点に注意してください。

3 事業採択の条件について

本事業では、調査対象地域を**原則4回以上訪問**し、本事業に関係する活動を行ったときは、SNS等で研究・交流内容を発信するとともに、事業の終了に当たっては、地域課題の解決に向けた提案書等を作成し、調査対象地域で成果報告会を実施することを事業採択の条件としていますので、適切なスケジュール管理にご配慮ください。なお、2月末を目途として実績報告書の提出が必要となりますので注意してください。

※実績報告書を提出前に、調査対象地域で成果報告会を実施することが必要です。

4 補助対象外経費について

本事業では、備品費、書籍代及び食糧費（講師等弁当代を除く。）は補助対象外となり

ます。また、本事業の活動による出張等が起因となり、大学の規定で支払われる日当等の福利厚生（地域活動に影響を及ぼさない支出）については、補助対象外経費となりますので御留意ください。

対象経費か否か判断に迷われる場合は、本事業担当（中川）までご連絡ください。

なお、補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てた金額となります（交付要綱第3条第2項）。千円未満の端数は、大学負担となりますので御留意ください。

5 研究成果について

本事業では、調査・研究によって得られた課題解決・地域活性化方法だけでなく、地域と協働して、どのような調査・検討を行ったかについても事業の成果として捉えます。

実績報告では、その点に留意して「調査・研究の内容及び成果」等を記述してください。（地域訪問日数・人数も記載することとなります。）

また、実績報告書の提出時には、地域課題の解決に向けた提案書（地域で行う成果報告会での資料に提案事項を加えた資料で可）も併せて提出してください。

6 支出証拠書類について

領収書等は、購入した品物等が分かるようにしてください。（内訳の記載又はレシートの添付がなく、内容が分からないものは対象経費として認められません。）

路線バス・JR等公共交通機関に係るものについては、領収書に代えて、学内での復命報告及び経理事務による承認・支出書類で構いません。なお、領収書等の証拠書類は、PDF等のデータの提出のみで構いません（原本は不要）。

補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てた金額となります（交付要綱第3条第2項）。千円未満の端数は、大学負担となりますので御留意ください。

7 事業の進め方

- ① 県は、市町村を通じて、おかやま元気！集落へ本事業の活用についての要望調査を行う。
- ② 県は、要望が出された地域課題に係る研究活動の実施について、コンソーシアムを通じて大学へ募集する（集落からの応募時点で連携希望研究室があれば、県からその大学へ個別に意向確認）。
- ③ 県は、大学からの応募を取りまとめ、研究を行う大学を選定する。
- ④ 県は、選定結果を基に、大学へ内示を行う。
- ⑤ 選定された大学は県に対し、補助金交付申請を行う。
- ⑥ 県は、事業の内容を協議・審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行う。
- ⑦ 大学は、当該おかやま元気！集落にて調査・研究を実施する。
- ⑧ 大学は、当該おかやま元気！集落にて調査・研究活動の成果報告会を行う。
- ⑨ 大学は、補助を受けた事業が完了した後に、県に対し実績報告を行う。
- ⑩ 県は、実績報告の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定した上で、請求に基づき大学へ補助金を支払う。（概算払いも可能。）

フロー図

